

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ（再）

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成26年3月17日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区子育て応援アプリ構築・運用業務委託

#### (2) 目的

平成24年に成立した「子ども・子育て関連法」に基づき、平成27年4月から、就学前のお子さんの保育や教育、子育て支援の新たな仕組み「子ども・子育て支援新制度」が全国で実施される予定である。

区では、妊娠～就学前までのお子さんをもつ家庭を対象としたスマートフォンのアプリを構築し、新制度に対応した子育て情報や保育園等子育て関連施設の情報を提供するとともに、利用者の登録した内容に基づき利用者にあった情報を発信し、子育て家庭を支援していく。

#### (3) 業務内容

子育て家庭支援のための情報を発信するスマートフォンのアプリを構築し、その運用等を行う業務として、次の業務を委託する予定である。なお、アプリ構築後の運用は、区の事務負担が極力軽減できる仕組みとし、情報発信等運用面については受託事業者の作業とする。

##### ①アプリの構築

データベース作成、地図情報とリンクした施設情報の表示、利用者登録情報に基づく情報発信機能 等

##### ②運用

情報の発信、データベースの修正、地図情報の更新 等

##### ③保守

障害対応、アップデート対応、ログの管理 等

#### (4) 履行期間

平成26年度 契約の日（平成26年4月）から平成27年3月31日まで

※上記の期間以後も毎年度、当該アプリの運用・保守業務について、本件の受託事業者と随意契約する予定がある。ただし、平成26年度の契約を含め、当該業務について各年度の予算配当があることを契約締結の条件とする。

### 2 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第

- 167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。  
また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
  - (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
  - (5) スマートフォン用アプリの開発及び1年以上の運用実績があること。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 提案概要及び構築の考え方に関する事項
- (2) アプリの機能及び構成に関する事項
- (3) 情報セキュリティ対策に関する事項
- (4) システムの運用及び保守に関する事項
- (5) 実施体制・プロジェクト管理に関する事項
- (6) 実績に関する事項
- (7) 見積金額の妥当性

### 5 手続き等

#### (1) 担当部課

世田谷区子ども部保育課 担当 持田、正田

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎2階22番窓口

電話 03-5432-2321・2319 FAX 03-5432-3018

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間 平成26年3月17日(月)～26年3月25日(火)

場所 上記(1)に同じ

方法 希望者に無償配布する(世田谷区のホームページからダウンロード可)。

区HPのトップページ>くらしのガイド>子ども・教育>保育園・保育サービス>世田谷区の保育サービス>世田谷区子育て応援アプリ構築・運用業務委託プロポーザル関係書類

#### (3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

期限 平成26年3月26日(水)午後5時まで(必着)

場所 上記(1)に同じ

方法 持参または郵送

#### (4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

期間 平成26年4月9日（水）午後5時まで（必着）

場所 上記（1）に同じ

方法 持参に限る。

## 6 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）契約保証金 免除
- （3）契約書作成の要否 要
- （4）当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- （5）関連情報を入手するための照会窓口 上記5の（1）に同じ
- （6）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- （7）参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、世田谷区では一切負担しない。
- （8）本選定過程で提出された資料等は返却しない。
- （9）提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- （10）詳細は提案要求説明書による。